

# 令和8年度 第2回人事委員会議事録

一 日 時 令和8年5月20日(水) 午前10時から11時55分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

## 三 出席者

- |         |      |       |         |       |
|---------|------|-------|---------|-------|
| 1 人事委員  | 委員長  | 中本久美子 |         |       |
|         | 委員   | 細田耕治  |         |       |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 丸山真治  | 次長兼給与課長 | 灘尾幸三  |
|         | 任用課長 | 湯ノ口修  | 係長      | 安藤美奈子 |
|         | 係長   | 尾崎結子  | 係長      | 前田智大  |
|         | 主事   | 山代希   | 主事      | 蓮佛藍子  |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

## 四 議 題

- 議案第1号 令和8年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度:春試験)の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 令和8年度鳥取県警察官採用試験(警察官A・B(1回目))の第1次試験合格者の決定について
- 議案第3号 審査請求の受理及び審査員の指名について
- 議案第4号 公文書開示に係る審査請求に対する裁決書について
- 議案第5号 令和8年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度、短大卒業程度)の実施について
- 議案第6号 令和8年度鳥取県職員採用試験(障がい者対象(身体・精神)・高校卒業程度)の実施について
- 議案第7号 令和8年度鳥取県警察官採用試験(警察官A・B(2回目))の実施について
- 議案第8号 人事委員会規則の一部改正について(公平委員会事務委託地方公共団体の管理職員等範囲規則)
- 報告第1号 2026年度給与勧告等に関する要求書について
- 報告第2号 職員からの苦情相談について(事案番号8年-1号)

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第5号から第8号及び報告第1号は公開、議案第1号から第4号及び報告第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

令和8年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度:春試験)の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### ◇議案第2号

令和8年度鳥取県警察官採用試験(警察官A・B(1回目))の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

審査請求の受理及び審査員の指名について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第4号

公文書開示に係る審査請求に対する裁決書について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第5号

令和8年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

標記の採用試験を下記のとおり実施する。

記

1 試験の概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種		採用予定者数
事務		8名程度
土木	一般コース	5名程度
	特定枠	3名程度
電気		1名程度
警察行政		5名程度
司書		2名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

事務、土木、電気、警察行政：平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人。  
ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）を除く。  
※土木、電気について、5月10日又は6月21日に実施する大学卒業程度の試験を受験した人は受験不可。

司 書：平成3年4月2日以降に生まれた人

イ 資格

司 書：図書館法第5条第1項に規定する司書の資格を有する人又は令和9年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人

ウ 国籍

警 察 行 政：日本国籍を有していること。  
その他の職種：日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和9年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

エ その他の要件

土木（特定枠）：高校等における学習成績が一定基準以上

(3) 試験日程

受付期間		7月24日(金)～8月24日(月)(消印有効) (インターネット受付:7月24日(金)午前9時～8月24日(月)午後5時)	
第1次試験	試験日	9月27日(日)	
	試験会場	鳥取会場:鳥取県庁 米子会場:鳥取大学医学部講義・実習棟	
	試験種目	<b>事務、警察行政</b> 教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査 <b>土木(一般コース)、電気、司書</b> 教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査 <b>土木(特定枠)</b> 作文試験、適性検査	
	合格者発表日	10月7日(水)(予定)	
第2次試験	試験日	<b>警察行政以外</b> 10月下旬のうち指定する1日	<b>警察行政</b> 10月30日(金)
	試験会場	<b>警察行政以外</b> 鳥取県庁	<b>警察行政</b> 鳥取県警察本部
	試験種目	<b>警察行政以外</b> 人物試験(集団討論及び個別面接)	<b>警察行政</b> 人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	<b>警察行政以外</b> 10月下旬(予定)	<b>警察行政</b> 11月20日(金)(予定)

※ 上記内容は、申込状況等により変更することがある。

※ 警察行政の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

※ 土木(特定枠)を除いて、第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。)また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS(LINE、X(旧Twitter)、Facebook、Instagram)、メールマガジン
- ・県内高等学校、資格取得可能な短大へ送付等
- ・報道機関への資料提供
- ・関係機関に協力を要請 など

【質疑等】

委員 : 土木の特定枠の受験者はどのような方が想定されるか。

事務局 : 土木を専攻している学生(工業系の学校の卒業者)を想定している。

◇議案第6号

令和8年度鳥取県職員採用試験(障がい者対象(身体・精神)・高校卒業程度)の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

標記の採用試験を下記のとおり実施する。

記

## 1 試験の概要

### (1) 試験の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障がい者及び精神障がい者の雇用の促進を図る。

### (2) 募集職種・障がい種別等・採用予定者数

職種	障がい種別等	採用予定者数
事務	身体障がい	1名程度
	身体障がい（鳥取方式短時間勤務職員）	1名程度
	精神障がい	1名程度
	精神障がい（鳥取方式短時間勤務職員）	1名程度
土木	身体障がい又は精神障がい	1名程度
	身体障がい（鳥取方式短時間勤務職員）又は精神障がい（鳥取方式短時間勤務職員）	1名程度
警察行政	身体障がい又は精神障がい	1名程度

### (3) 受験対象者

次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

### (4) 受験資格

#### ア 年齢

昭和62年（1987年）4月2日から平成21年（2009年）4月1日までに生まれた人

#### イ 国籍

##### (ア) 事務・土木

日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和9年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

##### (イ) 警察行政

日本国籍を有していること。

- ウ その他（事務（身体障がい（鳥取方式短時間勤務職員）、精神障がい（鳥取方式短時間勤務職員））、土木（身体障がい（鳥取方式短時間勤務職員）又は精神障がい（鳥取方式短時間勤務職員））を受験する人のみ）  
鳥取方式短時間勤務（※）を希望する人

※鳥取方式短時間勤務

あらかじめ年間を通じて1週間当たり9時間程度の働き方支援休暇を取得することにより、1週間当たりの勤務時間を30時間等とする勤務形態。給料は、勤務時間数に応じた額となる。

### (5) 試験日程

#### ア 事務・土木

受付期間		8月24日（月）～9月15日（火）（消印有効） （インターネット受付：8月24日（月）午前9時～9月15日（火）午後5時）
第1次試験	試験日	11月1日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：西部総合事務所
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、専門試験（土木のみ）、作文試験、適性検査
	合格者発表日	11月26日（木）（予定）
第2次試験	試験日	12月上旬～12月中旬（予定）
	試験会場	鳥取県庁
	試験種目	人物試験（個別面接）
	採用候補者発表日	12月中旬（予定）

※ 上記内容は、申込状況等により変更することがある。

※ 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。（第1次試験合格者のみ判定。）

## イ 警察行政

受付期間		8月24日(月)～9月15日(火)(消印有効) (イター初受付：8月24日(月)午前9時～9月15日(火)午後5時)
第1次試験	試験日	11月1日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：西部総合事務所
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格者発表日	11月26日(木)(予定)
第2次試験	試験日	12月16日(水)(予定)
	試験会場	鳥取県警察本部
	試験種目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	12月24日(木)(予定)

※ 上記内容は、申し込み状況等により変更することがある。

※ 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

## 2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関、警察署等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS(LINE、X(旧Twitter)、Facebook、Instagram)、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供
- ・県内特別支援学校、障がい福祉関係団体へ送付
- ・関係機関に協力を要請 など

### 【質疑等】

委員：昨年からは開始した鳥取方式短時間勤務職員の採用状況について教えてもらいたい。

事務局：昨年度、受験者はいたものの採用者はなかった。

委員：障がい者にとっても良い制度だと思うので、この制度があるということを多くの人目に留まるよう強調してほしい。

事務局：受験案内への掲載等工夫していく。

### ◇議案第7号

令和8年度鳥取県警察官採用試験(警察官A・B(2回目))の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

標記の採用試験を下記のとおり実施する。

記

## 1 試験の概要

### (1) 試験区分・採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官A	警察官(男性)	10名程度
	警察官(女性)	1名程度
警察官B	警察官(男性)	25名程度
	警察官(女性)	3名程度

## (2) 受験資格

### ア 年齢要件

#### (ア) 警察官A

平成3年(1991年)4月2日以降に生まれた人

#### (イ) 警察官B

平成3年(1991年)4月2日から平成21年(2009年)4月1日までに生まれた人

### イ 学歴要件

#### (ア) 警察官A

学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの人(鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人を含む。)

#### (イ) 警察官B

警察官A以外の人

### ウ 国籍要件

日本国籍を有していること

## (3) 試験日程

受付期間	7月24日(金)～8月24日(月)(消印有効) (インターネット受付:7月24日(金)午前9時～8月24日(月)午後5時)	
第1次試験	試験日	9月27日(日)
	試験会場	鳥取会場:鳥取県庁 米子会場:鳥取大学医学部 講義・実習棟
	試験種目	教養試験、適性検査、資格加点(警察官(男性)、警察官(女性)受験者のうち英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、柔道、剣道、空手道、日本拳法、合気道、少林寺拳法、なぎなた、拳銃、財務、情報処理において一定の資格等を有する者又は、「公認心理師」又は「臨床心理士」の資格を有する者に加点)
	合格者発表日	10月7日(水)(予定)
第2次試験	試験日	11月9日(月)～11月11日(水)(予定)
	試験会場	鳥取県警察本部、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験(個別面接)、論文試験(警察官Aのみ)、作文試験(警察官Bのみ)、身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	12月7日(月)(予定)

※ 上記内容は、申込状況等により変更することがある。

※ 第2次試験は警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する適性検査の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ判定する。)

## (4) その他

(3)の内容は、感染症等の状況、申込状況等により一部変更することがある。

## 2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関、警察署等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS(LINE、X(旧Twitter)、Facebook、Instagram)、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供
- ・求人サイトへ求人情報掲載
- ・大学及び高校へ求人情報提供
- ・関係機関に協力を要請 など

## ◇議案第 8 号

人事委員会規則の一部改正について（公平委員会事務委託地方公共団体の管理職員等範囲規則）、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説 明】

下記のとおり人事委員会規則を改正する。

### 記

#### 1 改正する規則の名称

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則  
（昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 31 号）

#### 2 内 容

別添案のとおり。

#### 3 概 要

委託団体（三朝町）からの依頼に基づき、当該団体における職の設置等を踏まえ、公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の別表を一部改正する。

※本改正は委託団体の令和 8 年度組織改正に伴うものであるため、本来は公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（令和 8 年鳥取県人事委員会規則第 12 号）により改正を行うべきものであるが、委託団体からの改正依頼が同改正に間に合わなかったため、今回改正を行うもの。

○教育委員会事務局の「課長 参事」を「事務局長」に改める。

#### 4 施行（適用）日

公布日

## ◇報告第 1 号

2026 年度給与勧告等に関する要求書について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説 明】

4 月 15 日に対県共闘会議の代表より下記のとおり要求書を受け取りましたので、報告します。

### 記

- 1 日時／場所 令和 8 年 4 月 15 日（水）午前 9 時 30 分／人事委員室（県庁第 2 庁舎 7 階）
- 2 提出者 対県共闘会議 代表 鳥取県高等学校教職員組合執行委員長 伊藤 博則  
※「対県共闘会議」：鳥取県職員労働組合、鳥取県現業公企職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、鳥取県教育委員会事務局労働組合、鳥取県会計年度任用職員労働組合、地方独立行政法人産業技術センター職員労働組合、全日本自治団体労働組合鳥取県本部
- 3 要求書 別添のとおり

#### 4 要求内容

##### （1）要求項目に係る昨年度との変更点

〔新規項目〕 追加項目なし

〔削除項目〕 制度見直しが実現した項目の削除→新規採用職員に対する赴任旅費支給、産業教育手当の再支給、不妊治療休暇を要件なしですべて 10 日に

(2) 要求の趣旨に対する組合からの説明

要求内容	要求の趣旨
〔一 賃金改善の要求〕	
(1) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するとともに人員確保のため、全世代の給与水準を全国水準に合わせて改善すること。都道府県低水準が続いているラスパイレス指数を、100 に近づけるよう努力すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラスは改善されてきているが、まだまだ低水準。特に一時金を国並みに（国より低いのは鳥取、島根、高知のみ）。ラスを100に近づけるためには、民間準拠だけでは無理。新しい設定の仕方を検討してほしい。</li> </ul>
(2) 人員確保が困難化している獣医師、薬剤師、看護師、教員、保育士、児童相談所職員、総合土木職等について、待遇を改善することなどにより適正な人員を早急に確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木職、教員が特に人材確保困難。県外出身者の教員が数年で地元に戻ってしまう。せっかく育てたのに去られるのは大きな問題。鳥取に残ってもらうために、休暇に加え、給与面での処遇改善が必要。</li> </ul>
〔三 職位整備の要求〕	
(1) 少数職種をはじめとする職位の整備を速やかに前進させるとともに、「人材育成、能力開発に向けた基本方針」にもとづいた公正な任用を行うよう任命権者に対して指導すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取市には主任の職位があり、3級に早くいけることから県を退職し、市を選ぶ若い土木技師もいる。</li> </ul>
〔四 諸手当改善の要求〕	
(2) 自動車利用者に対する通勤手当について、駐車料金を含めた実費弁済とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校現場では2km未満の車通勤者にも駐車場代を支給してもらいたいという声がある。</li> </ul>
(6) 待機を要する全ての業務に対し、手当を支給すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機手当については、業務内容に関わる問題であり、任命権者に言っていきたい。</li> </ul>
〔五 休暇制度改善の要求〕	
(2) 介護に係る支援制度を以下のとおり改善すること。 ア 介護休暇期間を1年に延長すること。 ウ 介護休業制度を創設すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は介護離職をいかに防ぐかが課題であると認識。</li> </ul>
(4) 子育て休暇を以下のとおり改善すること。 イ 対象年齢を要件にかかわらず、18歳まで拡大するとともに、取得事由を中学生以下の場合と同一にすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て休暇について、対象年齢を18歳まで拡大してほしい。（現行：一部を除き通常15歳まで）</li> </ul>
〔六 労働基準監督強化の要求〕	
(1) 勧告・報告に教員を含めた全ての職員の時間外勤務の正確な集計を記載するとともに、各任命権者に対し、時間外勤務の正確な実態把握と事後検証を基にした、人員配置や増員、業務の廃止を含めた見直しなど、時間外勤務の具体的な縮減策を講じるよう指導すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の職場、特定の職員で時間外勤務が多い状況があるので、職場点検が必要。</li> <li>・給付法が改正され、教員の働き方改革に向けた各種取組を進めることとされているが、教員がいなのに業務量が減らない状況が続いている。適正な業務量にすることは必須。</li> </ul>
〔七 職場環境改善の要求〕	
(1) 長期療養者の人数、特に精神疾患の者が増加している実態をふまえ、メンタル疾患罹患を含む業務による健康被害の防止策について、実態を把握したうえで、実効性のあるものとなるよう各任命権者に対して指導すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近では中高年層に病休を取る人が多い傾向がある。中高年層だとできることが多いので、頼まれ、抱え込んで精神的に病んでしまうケースがある。</li> </ul>
(6) 育児や介護等の事情で離職した職員の再採用制度を、他県や国の取り組みをふまえ創設すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育休の代員も確保が不十分。特に学校の図書館司書や養護教諭などの少数職種だと確保できないまま周りの教員で協力して穴埋めする場合がある。</li> </ul>
(9) 全ての職種に対し、妊娠時の業務軽減のため、職員を配置できるような予算措置を講ずるよう各任命権者を指導すること。	

<p>[八 高齢雇用制度の要求]</p> <p>(1) 多様な働き方が選択できる制度設計を行うこと。とりわけ、少数職種の短時間勤務の制度設計を行うこと。</p> <p>(2) 引上げた定年までは昇給を実施するとともに、60歳以下の賃金水準を下げないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 60歳過ぎても子育てをしている人も多く、収入減で生活に困窮し、子どもを大学に行かせられないと嘆く人もいる。</li> <li>• 60歳以降の給与7割支給について、<u>業務量等やっていることは変わらないのに給料が下がるのは割に合わない</u>と62歳の定年前に退職する人も結構いる。</li> </ul>
<p>(5) 再任用職員に対し、扶養手当を支給すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再任用職員への扶養手当は引き続きお願いしたい。</li> </ul>

## 5 今後の対応

6月末ごろに要求に対する回答案を委員会に諮り職員団体へ提出。

### ◇報告第2号

職員からの苦情相談について【事案番号8年－1号】について、事務局が説明した。

## 六 次回人事委員会の開催

令和8年5月28日（木）午前3時00分から開催することとした。